附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第七条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、同条中「三十七・五人」とあるのは「四十人」と、「三十三・五人」とあるのは「三十六人」とする。

○経済産業省令第八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月一日

経済産業大臣　西村　康稔

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第四条**　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～十四　［略］	一～十四　［略］
十五　機構法第十五条第十五号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項	［新設］
十六～十九　［略］	十五～十八　［略］
（積立金の処分に係る申請の添付書類）	（積立金の処分に係る申請の添付書類）
第三十条　令第九条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	**第三十条**　令第八条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］	一～三　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。